

# 給食業務委託公募型プロポーザル募集要領

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

高知県立幡多けんみん病院 給食業務委託

### (2) 事業の目的

病院給食業務を、業務量に応じた効率的な人員体制で正確かつ迅速に行う。

### (3) 事業内容

献立作成業務、調理業務、配膳下膳業務、食器洗浄消毒業務、材料調達管理業務

### (4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

## 2 見積限度額（3年間総額）

423,204千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「給食業務委託プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

## 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と幡多けんみん病院は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。ただし、30日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて幡多けんみん病院と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資

格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること

- (5) 高知県内に事業所（本社、支店、営業所等）を置く者、又は契約締結（業務開始）までに事業所を開設することが確実であると認められる者であること
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (8) 個人情報保護に関する方針及び規程が定められていること
- (9) 医療法施行規則第9条の10の規定に該当する者であること

## 6 説明会及び施設見学

日 時：令和7年11月25日（火）午後1時から

場 所：高知県立幡多けんみん病院 3階 大会議室

申 込：令和7年11月21日（金）午後1時までに説明会参加申込書（別紙様式—5）を持参またはFAXで受け付けます。FAXによる場合は、電話により着信を確認してください。（申込先は、「14 問い合わせ先」に同じ。）

その他：①参加者は1事業者あたり2名までとします。

②説明会には募集要領（仕様書を含む。）及び様式集をご持参ください。

③調理施設見学を希望される方は、帽子・白衣をご持参ください。

## 7 質疑と回答

質疑は令和7年11月28日（金）午後5時までに別紙様式—1により持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は幡多けんみん病院ホームページに掲載します。（送付先は、「14 問い合わせ先」に同じ。）

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（別紙様式—2）に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込に当たって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A4縦	1部
3	法人概要書	A4縦	1部

### (1) 参加申込書

#### ① 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

#### ② 提出期限

令和7年12月8日（月）午後5時（必着）

③ 提出先

〒788-0785 高知県宿毛市山奈町芳奈3番地1  
高知県立幡多けんみん病院 経営事業部 経営事業課  
(TEL 0880-66-2225 (直通))

(2) 資格要件の確認

幡多けんみん病院経営事業課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年12月10日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(土日祝日を除く。)以内に、書面により病院長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 病院長は説明を求められたときは、令和7年12月22日(月)までに書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、1週間以内にすべての参加者に文書で通知します。  
なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程

令和7年11月21日(金) 説明会参加申込〆切  
令和7年11月25日(火) 説明会  
令和7年11月28日(金) 質疑書提出〆切  
令和7年12月2日(火) 質疑書への回答(ホームページ掲載)  
令和7年12月8日(月) 参加申込及び資格確認書類提出〆切  
令和7年12月10日(水) 参加資格審査通知(電子メール)  
令和7年12月26日(金) 企画提案書の提出〆切  
令和8年1月上・中旬(予定) 審査委員会(プレゼンテーション)  
令和8年1月中旬(予定) 審査結果通知

### 13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（病院内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式—4により提出してください。  
開示・非開示の判断は様式—4に基づき行うものではなく、様式—4を参考に、同条例に基づき幡多けんみん病院が客観的に判断します。
- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしには利用することはありません。

### 14 問い合わせ先

高知県立幡多けんみん病院

担当者 経営事業部 経営事業課 山田

TEL 0880-66-2225 (直通)

FAX 0880-66-2111

E-mail 621063@ken.pref.kochi.lg.jp 及び kouji\_yamada@ken3.pref.kochi.lg.jp

※電子メールを送付する際は、上記2つのメールアドレスに送付してください。

### 15 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の幡多けんみん病院との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
  - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合